

石福総第1858号
平成27年11月25日

石狩市社会福祉審議会
会長 後藤 昌彦 様

石狩市長 田岡 克介

次の事項について、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

事業所内保育事業の設置認可について

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。

この子ども・子育て関連3法に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしました。

石狩市は、この「子ども・子育て支援新制度」の実施主体であり、事業所内保育事業の設置を認可するにあたり、児童福祉をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、諮問を行うものであります。

1 事業所内保育事業の設置認可について

平成27年11月25日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市社会福祉審議会
会 長 後藤 昌彦

事業所内保育事業の設置認可について（答申）

石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、平成27年11月25日付石福総第1858号で諮問のありました事業所内保育事業の設置認可について、本審議会において審議を行った結果、概ね適切であると答申します。

なお、審議の過程において各委員から提起された意見を取りまとめ、下記のとおり付帯意見として述べますので、十分尊重されますようお願いいたします。

記

付帯意見

1 事業所内保育事業の設置認可について

- (1) 卒園後の受け皿としての連携先が札幌市内の保育所であるため、石狩市内の幼稚園又は保育所等とも協定書を結ぶよう、引き続き申請者に対して指導願います。
- (2) 保育士の処遇改善のため、雇用条件にも配慮するよう、申請者に対して要請します。
- (3) 事業所内保育事業が設置認可されたことを、石狩湾新港地域で働く方々などに対して広く周知するよう要望します。